インフルエンザ経過報告書の提出について (令和5年6月)

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。お子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のため、他の人に感染させる恐れのある期間は登所できません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登所するようにしてください。お子様が回復し、登所する際には、『保育所における感染症ガイドライン(2018 年改訂版)』で示している登園のめやすである「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過していること(乳幼児の場合)」を<インフルエンザ出席停止期間早見表>を参考に保育所と確認して、保護者の方が下記の【インフルエンザ経過報告書】を記入し、保育所へ提出してください。

<インフルエンザ出席停止期間早見表>

- * インフルエンザの「発症」とは一般的に「発熱」を意味します。
- * 発症日を0日とし、翌日から発症後1日目と数えます。
- * 解熱した翌日から、解熱後1日目と数えます。
- * 登所後、咳や鼻水等の症状の改善がない場合は、再度受診勧奨をさせて頂く場合があります。

	発症日を0日とする	発症日0日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	,,,_,	7022101	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	日付を入れてみましょう	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
例 1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後	あと	登所可能		
	\downarrow	JUM	77777	1日目	2日目	3日目	1日休み			
	発症後6日目から登所可能	出席停止期間								
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後	解熱後	解熱後	登所可能		
例 2	\downarrow	光松			1日目	2日目	3日目			
	発症後6日目から登所可能	出席停止期間								
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後	解熱後	解熱後	登所可能	
例 3	\downarrow	光松	光然	光松		1日目	2日目	3日目		
	発症後7日目から登所可能	出席停止期間								
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後	
例 4	\downarrow	九松	ナセチベ	カボ	九松	<u> </u>	1日目	2日目	3日目	登所可能
	発症後8日目から登所可能	出席停止期間								

【インフルエンザ経過報告書】(保護者記入)

					糸	<u>氏名</u>			
) との診断 とを報告しま		を中のところ、	下記のとおり
ļ	(って	月	<u>日</u> より登	ど所します。	,				
1.	発症した日	(発熱した	日)		<u> </u>	且			
2.	解熱した日	(平熱に戻	った日)		月	且			
3.	登所可能日	(発熱した	翌日から5	5日を経過、	かつ角	解熱した翌日か	ら3日を約	圣過)	
					月	且			
4.	受診医療機関	関名				(受診日		月	<u>日</u>)
	記載日 名		年	月	日	保護者署名			